令和6年度 プロフェッショナル人材活用による 中小企業の課題解決支援事業実施業務

受託候補者募集要領

令和6年2月 仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

令和6年度プロフェッショナル人材活用による 中小企業の課題解決支援事業実施業務 受託候補者募集要領

1 本書の目的

令和 6 年度プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業実施業務の受託候補者 の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

別紙「令和 6 年度プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業実施業務委託仕 様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

3 委託上限額(予算規模)

上限 27,005,000 円 (一般管理費、消費税及び地方消費税を含む)

※委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。

4 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体とする。

- (1) 委託業務の内容を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること
- (2) 仙台市と密接な連携がとれる体制を確保できること
- (3) 本業務に関する委託契約を仙台市との間で直接締結できる者であること
- (4) 仙台市の指示に速やかに従うことができること
- (5) 本業務に関連する業務について実績を有すること
- (6) 仙台市に設置される審査委員会でのプレゼンテーション審査に参加することが可能であること
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (9) 仙台市税(または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税)、法人税、消費税及び地方消費税 を滞納していないこと
- (10) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による 指名停止を受けていないこと
- (11) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく 再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと
- (12) 現金出納簿等の会計関係書類及び賃金台帳等の労働関係書類を整備していること
- (13) 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと
- (14) 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律 第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報 開示の対象となることに同意すること

5 契約条件

(1) 契約形態

公募型の提案審査随意契約(プロポーザル方式)

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 委託費の支払条件

完了払い

※業務完了後、仙台市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う。

(4) その他

- ・ 本業務は令和 6 年度予算に係る業務であることから、成立した予算の内容に応じて、業務内容 等の変更や予算額の減額の可能性がある。
- ・ 契約については、事前に委託内容、委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。
- ・ 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約 東するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変 更して契約することがある。
- ・ 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとす る。
- ・ 申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う 場合がある。
- ・ 本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、仙台市の承認を必要とし、本委託業務の全部を 第三者に再委託することは認めない。
- ・ 特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順 に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存することとし、業務完了後に 委託者の閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・ 契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

6 公募期間等のスケジュール

7 質問の受付及び回答

本業務等について質問がある場合は、下記により質問票を提出すること。

(1)受付期限

令和6年2月28日(水)17時必着

(2) 受付方法

仙台市ホームページより「質問票(別紙1)」をダウンロードし、質問事項を記入の上、本要領12に記載の担当課あて電子メールで提出する。なお、電子メールのタイトルには「令和6年度プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業実施業務に関する質問」と記載すること。受付期限内であれば質問回数に上限は設けない。

(3)回答

随時質問者に個別に回答するほか、全質問とその回答を仙台市ホームページに掲載する。

8 参加表明書兼誓約書の提出

本業務の企画提案応募を希望する場合は、下記により参加表明書兼誓約書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月6日(水)17時必着

(2) 提出先

本要領12に記載の担当課

(3)提出方法

仙台市ホームページより「令和 6 年度プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業実施業務企画提案参加表明書兼誓約書(様式第1号)」をダウンロードし、必要事項を記入の上、本要領 12 に記載の担当課あて電子メールで提出すること。なお、電子メールのタイトルには「令和 6 年度プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業実施業務企画提案参加表明書兼誓約書」と記載すること。

9 企画提案書の提出

本業務の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月12日(火)17時必着

(2) 提出先

本要領12に記載の担当課

(3)提出方法

電子メールにて提出すること。

(4) 提出書類

以下のとおり

- ① 応募申込書(様式第2号)
- ② 企画提案書(A4 版横の任意様式、下記留意点参照)
- ③ 経費見積書(様式第3号)
- ④ 企画提案者の概要が分かる資料(会社案内等)
- ⑤ 定款または寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し
- ⑥ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等
- ⑦ 直近の決算書またはこれに類する書類
- ⑧ 仙台市税の滞納がないことの証明書(または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書)

- ⑨ 納税証明書(法人税及び消費税・地方消費税について未納税額のないことの証明書)
- ⑩ (共同企業体の場合)企業連合協定書(様式第4号)

(5) 留意点

- ① 企画提案書はA4版横に横書き、15分程度で説明できる量とし、ページ番号を付すること。必要に応じて絵・図・フロー図などを用いて分かりやすく記載すること。Word形式、PowerPoint形式、PDF形式のいずれかで提出すること。
- ② 企画提案書には下記事項を必ず記載すること。
 - 本業務の実施方針
 - 業務全体のスケジュール
 - ・ 実施体制(組織図の添付など、本委託業務に携わる職員等の役割分担表を作成し固有名詞も含め具体的に記載)
 - ・ 本業務に類似・関連する業務に係る過去の実績
 - ・ 支援先企業の公募・選定に関すること
 - ・ プロ人材の確保・選定に関すること
 - ・ 採択企業とプロ人材のマッチングに関すること
 - マッチング後のプロジェクトフォローに関すること
 - ・ 成果報告・広報に関すること
 - ・ その他業務の実施に関して必要な事項

(6) その他

- ① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類等は返却しないこととする。
- ③ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

10 受託候補者の選定等

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

審査は「令和 6 年度プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業実施業務受 託候補者選定に係る審査委員会」において企画提案書に基づく応募者からのプレゼンテーション を踏まえて行う。

※一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定する。

① プレゼンテーション

開催日時:令和6年3月18日(月)予定 ※詳細は応募申込書の提出者に後日連絡する。 場 所:仙台市役所経済局1階作業室(仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル1階)

② 内容·方法

応募者より企画提案内容の説明を受け、その後審査委員との質疑応答を行う。内容説明の時間は 15 分以内、質疑応答時間は10 分以内とし、企画提案書の内容に基づく説明を行うこと。

※出席者は、1者あたり2名までとする。

※審査委員は、下記の(2)審査基準に沿って企画提案内容の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い応募者を受託候補者として特定する。

③ 審査内容

総合点数が同じ事業者が複数いる場合には、各委員の採点において評価票の「評価項目」の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。

- ・ 第一優先項目 「業務内容の妥当性」
- · 第二優先項目 「実現性」
- ・ 第三優先項目 「趣旨の理解」

(2)審査基準

審査項目と配点	審査の視点
趣旨の理解【5点】	
・業務の実施方針(5点)	中小企業の現状を踏まえ、業務の目的を達成する
	実施方針となっているか。
実現性【25 点】	
・業務全体のスケジュール (5点)	本業務が適切かつ円滑に実施できるスケジュー
	ルであるか。
・業務の実施体制(5 点)	業務の効果的な実施に必要な人材と十分な人員
	配置が予定されているか。
・費用の妥当性(5点)	必要経費の積算根拠(単価・数量・内容)が示さ
	れており、妥当性があるか。
・本業務に類似・関連する業務に係る	本業務の実行力を示す実績及びノウハウを有し
過去の実績(10点)	ているか。
業務内容の妥当性【70 点】	
・支援先企業の公募・選定 (20 点)	本業務による支援が有効と思われる企業の応募
	を促す具体的な手法が示され、ロールモデルとな
	り得る企業を選定できると見込まれるか。
・プロ人材の確保・選定(15点)	様々なノウハウを持つプロ人材を十分に確保し、
	採択企業の経営課題に合わせた適切なプロ人材
	を選定することができるか。
・採択企業とプロ人材のマッチング	採択企業とプロ人材の双方の意向を適切に汲み
(15 点)	取った上で、十分な調整を行った後にマッチング
	するスキームとなっているか。
・マッチング後のプロジェクトフォロ	プロ人材の支援の効果を最大限発揮するための
一 (15 点)	適切なプロジェクトフォローができるか。
・成果報告・広報 (5 点)	地域への波及効果が見込まれるような成果の広
	報手法が示されているか。

(3)審査結果

採択・不採択の結果については、メール等で通知し、問い合わせには対応しない。

(4) 採択者数

1者

11 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない場合または委託契約締結までの間に応募資格要件を満たさなくなっ た場合
- ・ 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合
- ・ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ・ 上記3に示す予算規模上限額を超える提案を行った場合
- ・ その他、募集要領に定める条件に違反した場合

12 担当課

仙台市経済局産業政策部中小企業支援課地域経済再生係

住所:〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル9階

電子メール: kei008040@city. sendai. jp 電話: 022-214-7329 FAX: 022-267-6292